

社会福祉法人自生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人自生会（以下「法人」という。）の役員、評議員、参事、苦情解決第三者委員及び評議員選任・解任委員会の委員で社会福祉法人自生会の職員でない者（以下「非常勤役員等」という。）並びに常勤の役員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう非常勤とは所定週2日以上勤務しない勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会及び理事会の出席費用等)

第3条 非常勤役員等が評議員会又は理事会等の会議に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。なお同日にあわせて職務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費も実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 前2項の規定に関わらず、常勤の役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬及び実費弁償費を支給しない。

(役員等の報酬及び実費弁償費)

第4条 非常勤役員等が、第3条に該当する日以外の日において、職務を行った場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 前2項の規定に関わらず、常勤の役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬及び実費弁償費を支給しない。

(役員等の職務証跡)

第5条 非常勤役員等は、職務証跡資料の作成に協力するものとする。

(公表)

第6条 本規程は、社会福祉法第59条の1第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改正)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は平成29年4月1日より施行する。ただし、適用については定款変更のあった日（平成29年1月16日）から適用する。

別表 1

名称	報酬	実費弁償
評議員会	0 円	5,000 円
理事会	0 円	5,000 円
評議員選任・解任委員会	0 円	5,000 円
苦情解決第三者委員がその職務を行うにつき必要な会議等	0 円	5,000 円

別表 2

名称	報酬	実費弁償
理事業務報酬	0 円	5,000 円
監事監査指導報酬	0 円	5,000 円